

令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務 委託仕様書

1 本業務の趣旨

首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の1都3県をいう。以下、同じ。）及び県内の消費者に群馬県産農畜産物（以下、「県産農畜産物」という。）を使用した料理教室等を通じて、消費者に「食べる楽しさ」と「作る喜び」を体験してもらい、認知度を向上させ、愛着を醸成することを目的とする。

2 業務の名称

令和8年度群馬県産農畜産物を使用した料理教室業務（以下、「本業務」という。）

3 委託期間

契約締結日～令和9年3月12日（金）

4 業務内容

首都圏および群馬県内での料理教室の実施と、それに伴うデータの分析・報告。ただし、詳細は事業者の提案による。

各業務の詳細については、群馬県（以下、「県」という。）と協議の上決定すること。

(1) 首都圏での料理教室の実施

ア 開催期間

令和8年6月から令和9年2月の期間

イ 開催形式

原則、対面形式とする。

ウ 設定目標参加人数

500人以上を目安とする。

エ 参加者の募集と募集に係る広報

事業者は参加者募集を広く実施し、開催に係る広報を県と協力して行うこと。

オ 使用する県産農畜産物の決定及び調達

開催時期に参加者が入手しやすく、県を想起させる県産農畜産物とすること。

主な食材は、G-アナライズ&PRチームが分析結果を公表した11品目（やよいひめ、豚肉、とうもろこし、上州地鶏、りんご、うめ、ギンヒカリ、ブルーベリー、超絶サーモンV3、なす、やまといも）などとするが、そのほかの県産農畜産物も

積極的に使用すること。

なお、県産農畜産物は、事業者が調達するものとする。

カ 県及び県産農畜産物のPR

料理教室の実施中に、県及び県産農畜産物のPRに関する取組みを実施すること。

(例)

- ・ぐんまちゃんをモチーフにしたPR資材の設置
- ・参加者へ県が提供したノベルティ等の配布
- ・県産農畜産物に関する、県が提供した説明資料や動画等の使用

キ アンケート調査の実施

料理教室の実施後には参加者ごとにアンケート調査を実施すること。

ク その他

参加対象者・開催回数・開催時の講師等は事業者の自由提案による。

(2) 県内での料理教室の実施

ア 開催期間

令和8年6月から令和9年2月の期間

イ 開催形式

原則、対面形式とする。

ウ 設定目標参加人数

100人以上を目安とする。

エ その他

上記4(1)エ〜クに準ずる。

(3) データの分析・報告

首都圏での県産農畜産物の更なる認知度向上と、県民の県産農畜産物への愛着の醸成を図るため、上記4(1)、4(2)の業務の過程で作成(レシピなど)・収集したデータを毎月分析・報告するとともに、定例会を開催し、その内容について県と意見交換を行うこと。

ア データ分析

アンケート調査で判明した、参加者の満足度、年齢や性別、参加動機などから、参加者の傾向を分析すること。

イ データの報告

上記4（3）の内容について県に対し定例会にて報告を行い、定例会後、速やかにその内容を電子データで提出すること。

（4）自由提案

本業務の趣旨及び目的を達成するため、上記4（1）、4（2）に定める内容を補完する取組として、実施方法や規模の異なる簡易的な調理体験等について、事業者が効果的と考える提案がある場合には、その内容を企画提案書に記載すること。

5 経費に関して

- （1） 本業務実施に際して、県から事業者への支払いは、事業費以外に発生しない。
- （2） 支払いは事業終了後に行う。
- （3） やむを得ない事由により、準備段階で料理教室業務を縮小又は中止した場合は、試作等にかかった経費（人件費を除く食材費など）を県と協議の上、支払額を決定する。

6 業務完了報告書の提出

本業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書を県に提出すること。

- （1） 料理教室の実施内容
 - ア 参加人数及び開催回数
 - イ 県産農畜産物の品目ごとの使用量及び調達先
 - ウ 開発したメニュー及びレシピ
 - エ アンケート調査結果（参加者の満足度、年齢や性別、参加動機など）
 - オ 実施時の様子がわかる写真
- （2） 実施費用内訳
- （3） 本業務に関するまとめ（全体を通しての考察、課題抽出及び改善点の提案など）
- （4） そのほか、本業務に関連するもので、県が指示する内容

7 留意事項

- （1） 著作権等の権利及び成果物の帰属

本業務で開発・撮影した、レシピ及びレシピのサンプル写真等の成果物は、事業者に留保されるもの（事業者が従来から権利を有していた事業者固有の知識、技術等に関する権利等）を除き、県に帰属するものとする。

また、事業者は、本業務で県に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せず、また、事業者の従業員がこれらの権利を有する場合には、この者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとるようすること。

(2) 秘密保持

本業務で知り得た業務上の秘密は保持しなければならない。また、事業者が県から受領した資料等は、県の事前承諾なしに公表及び使用してはならない。

(3) 個人情報の保護

本業務で扱う個人情報の保護、流出、紛失に十分注意すること。なお、本業務で個人情報を収集する場合には、必ず、個人情報の取扱いに関する文書を示すこと。

(4) その他

ア 事業者は、本業務の性質上やむを得ない事由または効率的と認められる場合には書面で県の事前承認を得たうえで、他者に再委託できる。

ただし、企画提案書における業務実施体制に記載されている事業者が実施する場合には、県の事前承認は不要とする。

イ 事業者は、県と十分協議を行いながら本業務を進め、県に進捗状況の報告をすること。

ウ 事業者は、仕様書に記載のない事項については、その都度県と協議をすること。

エ 事業者は、本業務に要した経費等の帳簿等を備え、業務終了後5年間保管すること。

オ 本業務の執行段階において協議の上、仕様書の内容を変更することがある。